

預金口座取引一般規定 新旧対照表

旧	新
<p>第2条 取引時確認</p> <p>1. 取引にあたっては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係諸法令（以後、「犯罪収益移転防止法等」という）所定の方法により、取引時確認を行います。本人特定事項に虚偽の告知があった場合、犯罪収益移転防止法等により罰せられることがあります。</p>	<p>第2条 取引時確認</p> <p>1. 取引にあたって、当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係諸法令（以後、「犯罪収益移転防止法等」という）所定の方法により、取引時確認が不要となる例外を利用する場合（当社が当社以外の第三者に取引時確認の委託を行う場合等）を除き、取引時確認を行います。本人特定事項に虚偽の告知があった場合、犯罪収益移転防止法等により罰せられることがあります。</p>